

松江市自転車等駐車場（松江駅東駐輪場・松江駅西駐輪場）

令和3年度～令和7年度分指定管理者公募 質問事項及び回答

質問No.1 設備投資

機械式駐車場システムなどの設備投資を行い、運営することは可能ですか。この場合の省力化（要員削減）については認められますか。

設備投資を行って運営することは可能です。

この場合の省力化についても認められますが、仕様書にも記載のとおり各駐輪場には開場時間中常時1名配置が基本となります。

詳細については指定管理者決定後の事前協議事項となります。

質問No.2 修繕費

修繕費の詳細内訳を教えてください。

修繕費については、過去複数年からの実績より積算を行っています。

具体例としては、入り口赤外線センサー修繕、券売機修繕、場内照明取替があります。

質問No.3 自主事業

自主事業を行った場合、施設の利用料等いくらかかりますか。

仕様書に記載のとおり、西日本旅客鉄道㈱との高架下使用貸借契約に基づき収益が生じる自主事業は行っていない為、利用料等は発生していません。

質問No.4 従業員の配置方

各駐輪場常時1名配置とありますが、駅レンタカー営業所近くに西駐輪場があり、駅レンタカー営業所係員が兼務することは可能ですか。

近隣の自社営業所等の職員と本駐輪職員との兼務は認めていません。受付が無人とならないように職員を配置してください。

質問No.5 従業員の配置方

営業時間中、駐在せず巡回等により不在となることは、どの程度まで許容されますか。

当該施設の巡回等と理解しますが、受付で利用者を過度に待たせ、苦情やトラブルに繋がらないように配慮してください。

質問No.6 従業員体制等

現在の従業員体制、作業ダイヤを教えてください。

駐輪場管理事業

【配置】

西駐輪場 5:00 ～ 翌 0:30 1～2名

(6:30～10:50 1名、6:30～12:30 1名、12:30～18:30 1名、

15:00～21:00 1名、18:40～24:40 1名)

東駐輪場 6:00 ～ 23:00 1名

(5:50～11:50 1名、11:50～17:50 1名、17:50～23:10 1名)

【業務】

駐輪場利用者対応（常時）

放置自転車事業

【配置】

8:00～19:00 2名

（8:00～14:00 2名、13:00～19:00 2名 2班交代制）

【業務】

○放置禁止区域内の放置自転車の確認、移動

⇒1名、2回／1日（10時15時頃）、1回1時間程度）

○放置禁止区域内の放置自転車の返還

⇒1名、返還希望者申し出時、1回15分程度

○放置禁止区域外の放置自転車の確認、移動

⇒2名、松江市からの指示の都度、5回／月程度

○放置禁止区域外の放置自転車の返還

⇒1名、返還希望者申し出時、1回15分程度

○松江市自転車等駐車場内の放置自転車等の確認、移動

⇒1名、毎日、1回2時間程度

○松江市自転車等駐車場内の放置自転車等の返還

⇒1名、返還希望者申し出時、1回15分程度

○乃木駅、宍道駅、来待駅、玉造温泉駅、松江しんじ湖温泉駅、

東松江駅、揖屋駅駐輪場の放置自転車等処理に関する業務（自転車整理）

⇒2名、1回／月、駅駐輪場7ヵ所、1駅1時間程度

○乃木駅、宍道駅、来待駅、玉造温泉駅、松江しんじ湖温泉駅、

東松江駅、揖屋駅駐輪場の放置自転車等に関する業務（一斉撤去）

⇒2名、松江市からの指示の都度、駅駐輪場7ヵ所、1駅3時間程度（整理票貼付30分、警告票貼付30分、撤去2時間）

質問No.7 業務の増減

公募の内容の中で、従来（以前）に比べて増加する業務、減少する業務を教えてください。

今回の公募より放置自転車対応に関する業務が増加しています。

質問No.8 指定管理料

令和元年度の指定管理料が15百万円に対し、令和3年度からの上限額は24百万円となっています。この差額の詳細と業務内容を教えてください。

上限額の差額の詳細は、今回の公募より放置自転車対応に関する業務が増えたことによるものです。

業務内容については仕様書別紙4「松江市自転車等放置防止に関する条例」に基づく放置自転車等処理に関する業務をご確認ください。

質問No.9 自転車整理等の業務

7つの駐輪場の業務内容と要員体制、現場までの交通手段について教えてください。また数日間に分けての自転車整理は可能でしょうか。

【業務内容】

各駐輪場の駐車指定区域外に駐車された自転車を区画内へ移動し、乱雑に駐車された自転車の整理作業です。その他、定期的に放置自転車を撤去する場内の一斉整理作業もあ

ります。

【要員体制】

2名

【交通手段】

放置自転車対策専用の車両（松江市貸与）の使用を想定しています。

【整理期間】

数日間に分けての整理も可能ですが、駐輪場利用者の利便性のため短期間で作業を完了するように努めてください。作業日程については松江市と事前に協議してください。

質問No.10 放置禁止区域内の放置自転車等の業務

放置禁止区域内の放置自転車等の確認、移動、返還に関わる業務についてですが、現行の業務内容、要員体制、それにかかる時間を教えてください。また回収車両等は弊社が用意するのですか。

【業務内容】

仕様書別紙4「松江市自転車等放置防止に関する条例」に基づく放置自転車等処理に関する業務に記載のとおりです。

【要員体制】

質問No.6 記載のとおり

【時間】

質問No.6 記載のとおり

【回収車両】

放置自転車対策専用の車両の貸与を想定しています。

質問No. 1 1 放置禁止区域外の放置自転車等の業務

放置禁止区域外の放置自転車等の確認、移動、返還に関わる業務についてですが、現行の業務内容、要員体制、それにかかる時間、頻度を教えてください。

【業務内容】

仕様書別紙4「松江市自転車等放置防止に関する条例」に基づく放置自転車等処理に関する業務に記載のとおりです。

【要員体制】

質問No. 6 記載のとおり

【時間】

質問No. 6 記載のとおり

【頻度】

質問No. 6 記載のとおり

質問No. 1 2 従業員の雇用

従業員の雇用について制約はありますか。

仕様書「6 管理のための体制の整備」(1)-⑦記載のとおりです。

質問No. 1 3 従業員の雇用

従業員確保のため人材センター等の紹介を行っていただくことは可能でしょうか。

松江市から人材センター等の紹介を行うことはできません。

質問No.14 従業員の雇用

人材募集について、協力していただけますか。

人材募集について松江市から協力を行うことはできません。

質問No.15 自主事業

レンタサイクルの運営を行った場合、協力していただけますか。

自主事業は指定管理者自らの予算と責任において行うことを原則としており、その実施にあたっては松江市と事前協議によることを必要としておりますので、現段階ではお答えできません。

質問No.16 レイアウト

駐輪場内のレイアウト変更等は自由にできますか（制約はありますか）。

現状の変更はできませんが、レイアウトの軽微な変更であれば指定管理者の判断で行っていただくことは可能です。また大規模なものについては事前に松江市に協議を行っていただきます。

質問No.17 施設利用状況等

仕様書「3 施設利用及び収支等の状況」の別紙1の松江市自転車等駐車場利用状況表の無料分の学生定期はどういう理由で設定されていますか。また、無料を廃止することはできますか。

松江市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例にて定めています。現状無料化を廃止する予定はありません。

質問No.18 自主事業等

自主事業については、どんな事業でもよいのですか。何か制約はありますか。

自主事業については仕様書「9 自主事業に関する業務」に定める範囲であれば可能です。

また仕様書にも記載のとおり、西日本旅客鉄道(株)との高架下使用貸与契約に基づき契約目的外での収益が生じる自主事業は行うことができません。

質問No.19 自主事業等

自主事業について、宣伝やPR 広報について協力はしていただけるのですか。

自主事業は指定管理者自らの予算と責任において行うことを原則としており、その実施にあたっては松江市と事前協議によることを必要としておりますので、現段階ではお答えできません。

質問No.20 経費負担等

駐輪場利用促進に向けた案内サイン、看板等の新規設置は可能でしょうか。また、その際の経費は負担いただけるのでしょうか。

看板等の設置については、看板等の設置が想定される場所の各施設管理者との協議事項になります。

また設置経費については指定管理料（事務費）内での支出を想定しています。

質問No.2 1 部外への委託等

部外に委託している業務の詳細を教えてくださいか。

以下の3点となります。

- ・ 施設警備委託
- ・ 券売機保守委託
- ・ 非常通報装置保守委託

質問No.2 2 施設の詳細等

今回貸与いただける施設設備のレイアウト図面や施設内に配備されている機器などの詳細を教えてくださいませんか。

施設設備のレイアウトについては募集要項添付の仕様書のとおりです。

貸与物品については以下のとおりです。

時間管理機器	2
金庫	2
複写機	1
電話機	2
事務机	7
事務用椅子	7
スチールロッカー	4
食器戸棚	1

券売機 2

放置自転車対策専用の車両 1

質問No.23 報告物の提出等

毎年度終了後に作成する事業報告書及び毎月報告する月別業務報告書などの他に定例的に報告する資料はありますか。また、日々の実績として報告するものはあるのでしょうか。

定例的に報告いただくものは「事業報告書」、「月別業務報告書」となります。日々の実績については「月別業務報告書」の中に記載していただきます。

質問No.24 不法駐輪等

放置自転車等処理業務において、不法自転車撤去に関する手続きや処理方法に関する教育、指導は行っていただけるのですか。

引継ぎ事項として実施予定です。

質問No.25 業務の引継ぎ

本駐輪場管理業務を弊社が指定された場合、現行事業者様との業務の引継ぎについては、どのような形で行っていただけますか。

管理業務全般に関する内容をはじめ、備品や個人情報の引き渡しなど引継ぎ事項のチェックリスト等を作成し、松江市立ち合いの下、引継ぎを行います。